

第2章 リサイクル料金と預託実務の概要

1. リサイクル料金とその流れについて

(1) リサイクル料金の構成と設定主体

- 自動車メーカー・輸入業者は、自らが行うシュレッダーダスト・エアバッグ類（シートベルトプリテンショナーを含む）のリサイクル（エアバッグ類の回収・運搬を含む）と、フロン類の破壊（回収・運搬を含む）に必要な費用を、リサイクル料金として設定することになります。

料金の構成要素	料金の内容	設定主体	特徴
① シュレッダーダスト料金	シュレッダーダストのリサイクルに必要な料金	自動車メーカー・輸入業者	適正な原価に基づき設定するため、自動車ごとに料金が異なり得る 不適切な料金設定に対しては、国よりその是正を勧告、命令
② エアバッグ類料金	エアバッグ類（シートベルトプリテンショナーを含む）の回収・運搬とリサイクルに必要な料金		
③ フロン類料金	フロン類の回収・運搬と破壊に必要な料金		

- 上記に加え、使用済自動車の引取り・引渡し情報の一元管理など情報管理センター〔(財)自動車リサイクル促進センター〕による情報管理業務に関する費用と、資金管理人〔(財)自動車リサイクル促進センター〕による資金管理業務に関する費用を、それぞれ情報管理料金、資金管理料金として、情報管理センター、資金管理人に指定された(財)自動車リサイクル促進センターが決定します。

料金の構成要素	料金の内容	設定主体	特徴
④ 情報管理料金	リサイクル工程に回った使用済自動車の状況を電子情報で管理するために必要な料金	情報管理センター	両料金を決定するには、国の認可が必要
⑤ 資金管理料金	資金管理人がリサイクル料金の収納および管理・運用を行うために必要な料金	資金管理人	預託申請時点・方法が同じであれば、料金は一律となる

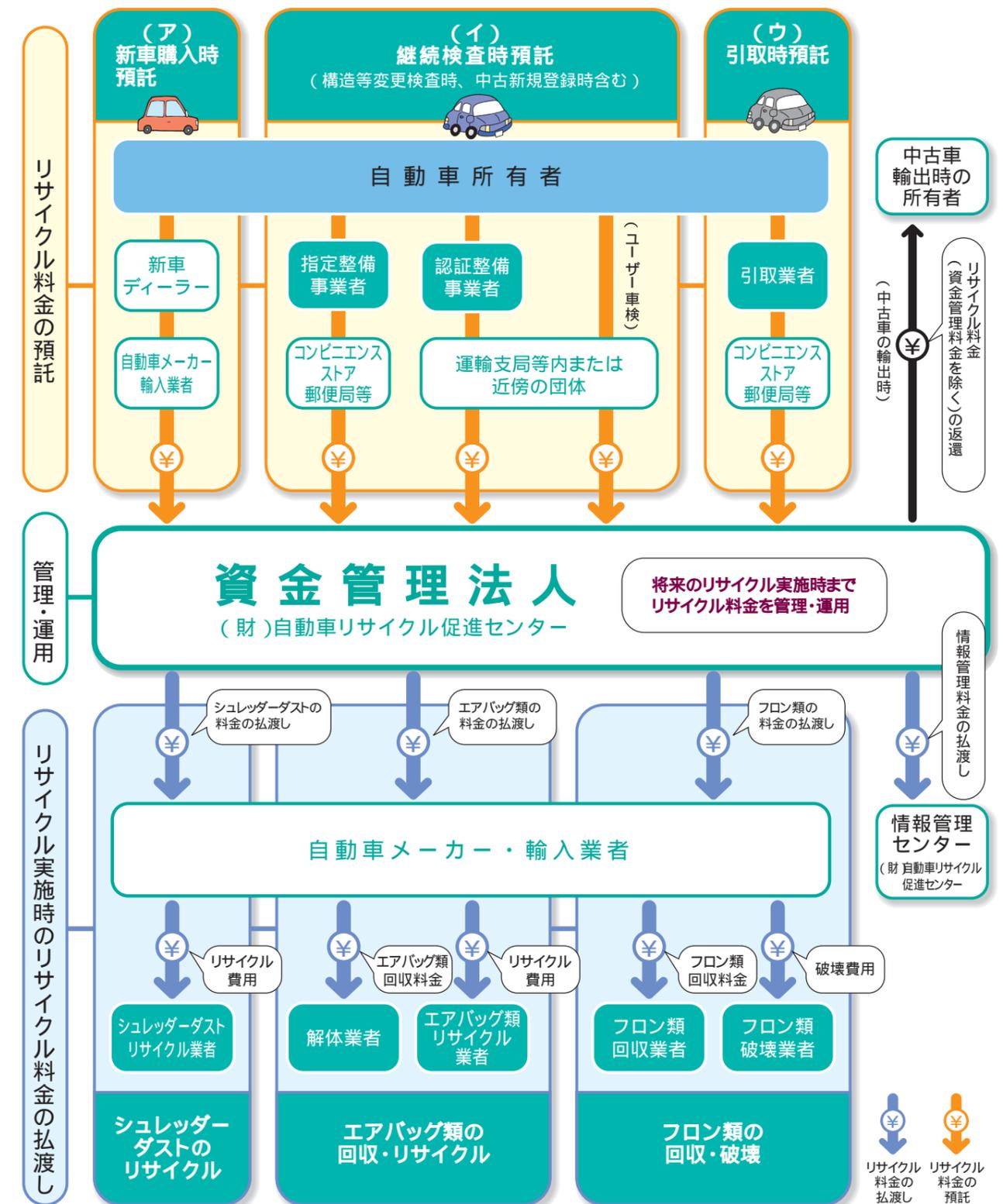
(2) リサイクル料金を負担する者

- 3品目のリサイクル料金、情報管理料金、資金管理料金は、自動車の所有者が負担することになります。
- 負担する自動車の所有者は、自動車検査証記載の所有者と一致しない場合もあります。

【例】所有権留保付売買契約の場合は、買主（自動車検査証記載の使用者）がリサイクル料金を負担
リース契約の場合は、リース会社（自動車検査証記載の所有者）がリサイクル料金を負担

(3) リサイクル料金の主な流れ

- 自動車所有者は、リサイクル料金を資金管理業務の実施主体である資金管理人に預託することになります。
- 預託されたリサイクル料金は、資金管理人において厳格に管理・運用され、自動車メーカー・輸入業者がリサイクルを実施する際に払渡しを請求することになります。



リサイクル料金の預託

(ア) 新車購入時預託

- ・自動車メーカー・輸入業者から出荷される新車のリサイクル料金は、既存の新車販売ルートを最大限活用し、新車購入時に新車ディーラーで収納する仕組みとなります。
- ・新車ディーラーで収納されたリサイクル料金の資金管理人〔(財)自動車リサイクル促進センター〕への入金、自動車メーカー・輸入業者を経由して行います。
資金管理人は、自動車メーカー・輸入業者が設定したリサイクル料金について、公表された時点で自動車メーカー・輸入業者から提供を受け、車台番号ごとに一元管理（また、資金管理人は、料金の情報のほか、各自動車のエアバッグ類の個数等、装備に関する情報も自動車メーカー・輸入業者から情報提供を受け、車台番号ごとに管理・保有）
- ・リサイクル義務を負う自動車メーカー・輸入業者が存在しない個人輸入・並行輸入された自動車については、資金管理人が事前にリサイクル料金情報を保有していないため、異なる実務となる

(イ) 継続検査時預託（構造等変更検査時、中古新規登録時含む）

指定整備事業者経由の継続検査の場合

- ・指定整備事業者は、パソコンまたはFAXを用いて資金管理システムに対し、登録・車両番号と車台番号を利用して預託を行おうとする車両を申請します。
- ・指定整備事業者によって預託申請された車両のリサイクル料金収納の方法は、次の3種類があります。
➡①コンビニエンスストアの利用、②郵便口座振替、③金融機関口座引落し

認証整備事業者経由の継続検査（ユーザー車検含む）の場合

- ・認証整備事業者やユーザーにより運輸支局等に持ち込まれた自動車については、運輸支局等内または近隣の団体（印紙を販売している窓口等、運輸支局等ごとに委託先は異なり、別途案内予定）でリサイクル料金を預託します。

(ウ) 引取時預託

- ・未預託で引取業者に持ち込まれた使用済自動車（後付装備分も含む）については、その時点でリサイクル料金の預託が必要となります。引取業者は、パソコンまたはFAXを用いて資金管理システムに対し、登録・車両番号と車台番号を利用して預託を行おうとする使用済自動車を申請します。
- ・引取業者によって預託申請された使用済自動車のリサイクル料金の収納は、原則としてコンビニエンスストアまたは郵便局を利用して行います。

リサイクル料金の管理・運用

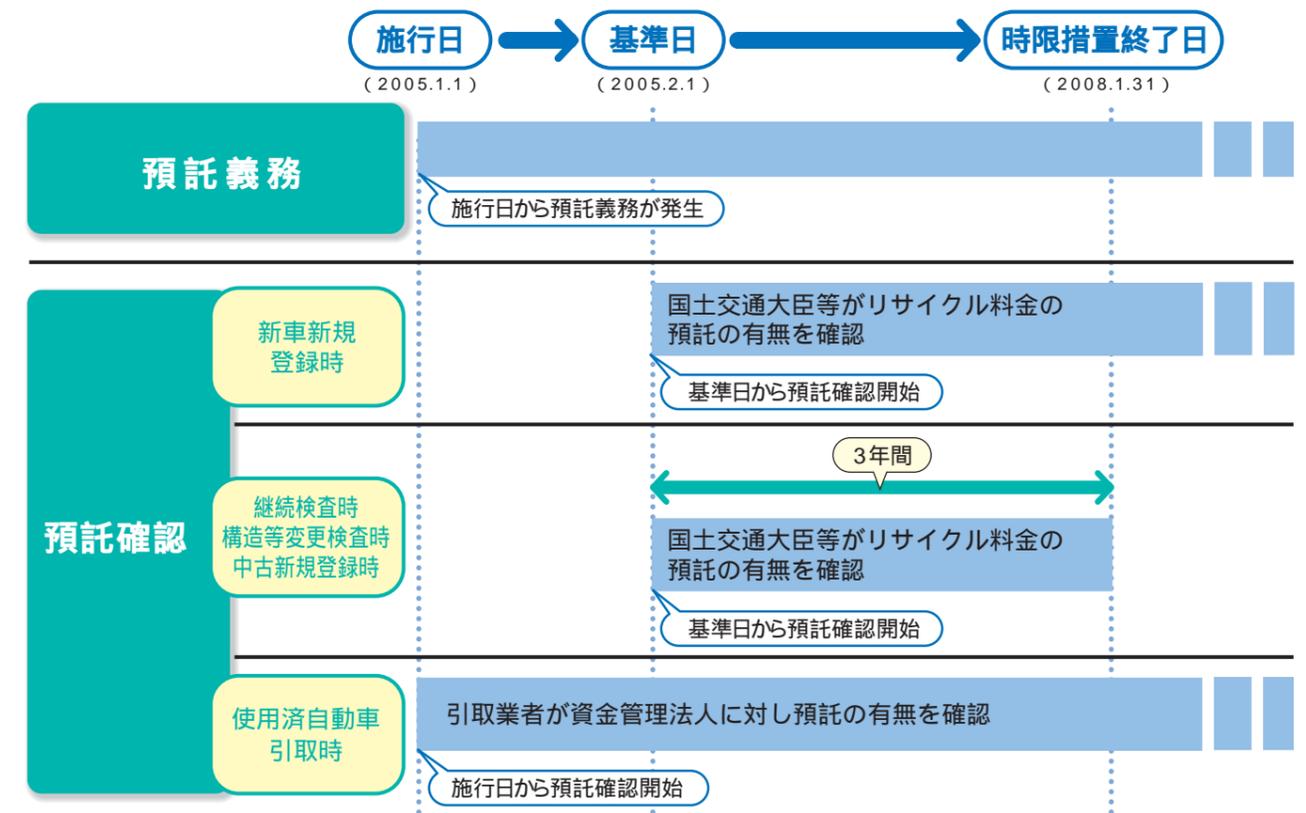
- ・自動車所有者が預託したリサイクル料金は、資金管理人で安全・確実な方法で管理・運用されます。

リサイクル実施時のリサイクル料金の払渡し

- ・使用済自動車のリサイクル実施の際は、自動車メーカー・輸入業者が引取りを行った物品ごとにリサイクル料金が自動車メーカー・輸入業者に払い渡され、自動車メーカー・輸入業者から関連事業者へ費用が支払われる仕組みとなります。
- ・情報管理料金は、使用済自動車引取業者が引き渡された後、情報管理センター〔(財)自動車リサイクル促進センター〕に払い渡される仕組みとなります。

(4) リサイクル料金の預託義務と登録・検査時における預託確認

- ・自動車所有者におけるリサイクル料金の預託義務は、施行日（2005年1月1日）から発生します。
- ・リサイクル料金が預託されていない場合、国土交通大臣等の登録・検査実務が受けられなくなります。
- ・具体的には、施行日1ヶ月後の2005年2月1日（基準日）から新車新規登録・検査、継続検査、構造等変更検査および中古新規登録・検査時に、リサイクル料金の預託の有無が確認される（預託確認）ことになります。継続検査、構造等変更検査および中古新規登録・検査時の預託確認については3年間の時限措置です（2008年1月31日まで）。
- ・3年間の時限措置期間中に、継続検査等を2回以上受ける場合、2回目以降も国土交通大臣等による預託確認が行われます。具体的には、預託したことの証明となるリサイクル券を預託証明窓口（運輸支局等内または近隣の団体）に提示し、旧自動車検査証等に預託済みである旨の押印をしていただき、それを運輸支局等に提示していただくことになります。



- ・お客様に対しては、自動車所有者のリサイクル料金の預託義務が発生する施行日（2005年1月1日）から預託していただくようご案内してください。関係者の皆様のご協力をお願いします。
- ・使用済自動車の引取時においては、引取業者がパソコンまたはFAXを用いて資金管理人に対し、預託確認を行います。預託確認時に必要な料金が預託されていないと、電子マニフェストによる引取報告が行えず、使用済自動車を引き取るできません。

2. リサイクル料金の預託に関する実務の概要（共通事項）

（1）料金照会

- ・整備事業者など（使用済自動車を引き取る引取業者含む）リサイクル料金の預託に関する事業者においては、資金管理人 [(財)自動車リサイクル促進センター] に対し、パソコンまたはFAXを用いてリサイクル料金を照会することができます。
- ・料金の照会は、登録・車両番号と車台番号により車両を特定して行います。実際に車両が入庫する前でも、登録・車両番号と車台番号が判れば照会することができます。事業者が料金通知書として印刷し、自動車所有者に提示することも可能です。
 (財)自動車リサイクル促進センターのホームページを利用したリサイクル料金の照会は、一般ユーザーを含め、リサイクル料金の預託に関する事業者以外においても可能
- ・資金管理人では、自動車メーカー・輸入業者が料金設定した各自動車のリサイクル料金情報を保有しています。ただし、一部の一時抹消中の自動車や構内車両等についてはリサイクル料金情報を保有していない車両が存在します。この場合、料金設定手続きの必要がありますので、コールセンター（別途案内予定）にご相談ください。
- ・2005年1月の自動車リサイクル法施行後、新たに販売された自動車についても、登録・車両番号と車台番号が判れば料金を照会することができます。

（2）預託申請

- ・リサイクル料金を預託するには、預託を行う自動車を特定する情報として登録・車両番号と車台番号やリサイクル料金の収納方法を資金管理人に対し、パソコンまたはFAX等により届出していただく（預託申請）ことが必要となり、関係者の方に行っていただくこととなります（下図をご覧ください）。
- ・リサイクル料金が複数回預託されることを防止するため、ある事業者が預託申請した自動車については、一定期間、他の事業者からの預託申請はできない仕組みになります。

（3）料金収納

- ・リサイクル料金の収納方法は、以下のとおりです。



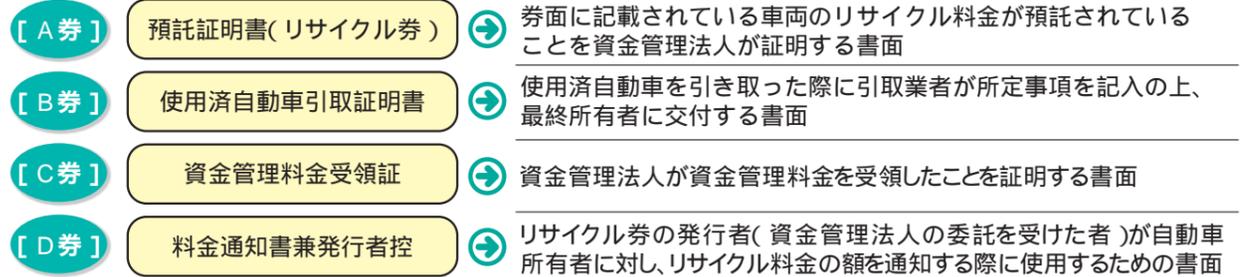
（4）リサイクル券の発行

リサイクル券の意義

- ・資金管理人は、リサイクル料金が預託された場合、それを証明する書面（法第74条に定める預託証明書）としてリサイクル券を発行することになっています。
- ・リサイクル券は、継続検査時等において預託証明窓口（資金管理人が委託する運輸支局等内または近傍の団体）に提示することが必要となる重要な書類であり、リサイクル料金を預託した自動車の所有者は、リサイクル券を自動車検査証などと共に適切に保管しておくことが必要になります。
- ・リサイクル券は、金券ではないことから換金はできません。また、リサイクル券には車台番号が記載されており、他の自動車への流用はできません。
- ・リサイクル料金が預託済みでリサイクル券が存在する自動車を譲渡した場合は、次の所有者へ自動車と共にリサイクル券も引き渡す必要があります。その際、次の所有者からは車両部分の価値とリサイクル料金（資金管理料金部分を除く預託金）を含んだ中古車売買代金を受領することになります。

リサイクル券の構成、内容

- ・リサイクル券は、次の4種類があります。
 → ①新車用、②継続検査用(運輸支局等団体の専用端末用)、③継続検査用(指定整備事業者用)、④再発行用
- ・①②③のリサイクル券は[A券]～[D券]で構成されています。
 ④のリサイクル券は[A券]と[B券]のみで構成されます。
- ・リサイクル券の右上には、用紙ごとに一連番号が記載され、発行場所ごとの発行枚数等が管理できるようになっています。



リサイクル券の発行方法

- ・リサイクル券は、預託の時点に応じて、以下の方法で発行することになります。



注1 発行先の団体は別途案内予定

リサイクル券（イメージ）

- 指定整備事業者が発行するリサイクル券のイメージは、以下のとおりです。
- 発行に必要な専用用紙（A4サイズ）は、資金管理法法人〔（財）自動車リサイクル促進センター〕から無償で支給いたします。
- 専用用紙の追加注文は、インターネット経由で発注（無償）していただきます（詳細は別途案内予定）。

<p>[A券] 預託証明書（リサイクル券）</p> <p>（車両欄）</p> <table border="1"> <tr> <td>リサイクル券番号</td> <td>XXXX-XXXX-XXXX</td> </tr> <tr> <td>車台番号</td> <td>-XXXXXXXXXX</td> </tr> <tr> <td>車名</td> <td></td> </tr> </table> <p>財団法人 自動車リサイクル促進センター</p> <p>2005年1月8日発行</p> <p>事務処理番号：1-1234567890<4S></p>		リサイクル券番号	XXXX-XXXX-XXXX	車台番号	-XXXXXXXXXX	車名		<p>（料金欄）</p> <table border="1"> <tr> <td>シレッダーダスト料金</td> <td>¥</td> </tr> <tr> <td>エアバック類料金</td> <td>¥</td> </tr> <tr> <td>フロンの類料金</td> <td>*****</td> </tr> <tr> <td>情報管理料金</td> <td>¥</td> </tr> <tr> <td>預託金額合計</td> <td>¥</td> </tr> </table> <p>本券（A券）は車両欄記載の車台番号の車両にのみ有効です。 料金欄で「*****」と表示されている項目は、リサイクル料金が預託されていない装備です。使用済自動車引渡時に装備がある場合はリサイクル料金の追加預託が必要です。</p>		シレッダーダスト料金	¥	エアバック類料金	¥	フロンの類料金	*****	情報管理料金	¥	預託金額合計	¥														
リサイクル券番号	XXXX-XXXX-XXXX																																
車台番号	-XXXXXXXXXX																																
車名																																	
シレッダーダスト料金	¥																																
エアバック類料金	¥																																
フロンの類料金	*****																																
情報管理料金	¥																																
預託金額合計	¥																																
<p>[B券] 使用済自動車引取証明書</p> <p>引取日： 年 月 日</p> <table border="1"> <tr> <td>リサイクル券番号（移動報告番号）</td> <td>XXXX-XXXX-XXXX</td> </tr> <tr> <td>車台番号</td> <td>-XXXXXXXXXX</td> </tr> <tr> <td>車名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預託金額</td> <td>¥ (消費税込み)</td> </tr> </table> <p>本券（B券）は使用済自動車の再資源化等に関する法律第9条の規定により、使用済自動車を引取った際に同法第80条の規定に基づき当該使用済自動車の引取りを求めた者に交付する書面となります。</p>		リサイクル券番号（移動報告番号）	XXXX-XXXX-XXXX	車台番号	-XXXXXXXXXX	車名		預託金額	¥ (消費税込み)	<p>事務処理番号末尾の < > 内は、架装物区分（下表数字）とサイドエアバッグの有無（有りの場合、Sを表示）を示します。</p> <p>架装物区分</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 架装物はリサイクル料金に含まれる 2 架装物の一部はリサイクル料金に含まれる 3 架装物はリサイクル料金に含まれない 4 架装物がリサイクル料金に含まれていないかどうか不明 																							
リサイクル券番号（移動報告番号）	XXXX-XXXX-XXXX																																
車台番号	-XXXXXXXXXX																																
車名																																	
預託金額	¥ (消費税込み)																																
<p>[C券] 資金管理料金受領証</p> <table border="1"> <tr> <td>リサイクル券番号</td> <td>XXXX-XXXX-XXXX</td> </tr> <tr> <td>車台番号</td> <td>-XXXXXXXXXX</td> </tr> <tr> <td>車名</td> <td></td> </tr> </table> <p>受領金額 ¥ (消費税込み)</p> <p>財団法人 自動車リサイクル促進センター</p> <p>2005年1月8日発行</p> <p>事務処理番号：1-1234567890<4S></p>		リサイクル券番号	XXXX-XXXX-XXXX	車台番号	-XXXXXXXXXX	車名		<p>[D券] 料金通知書兼発行者控</p> <table border="1"> <tr> <td>リサイクル券番号</td> <td>XXXX-XXXX-XXXX</td> <td>支払金額合計</td> <td>¥</td> </tr> <tr> <td>車台番号</td> <td>-XXXXXXXXXX</td> <td>シレッダーダスト料金</td> <td>¥</td> </tr> <tr> <td>車名</td> <td></td> <td>エアバック類料金</td> <td>¥</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>フロンの類料金</td> <td>*****</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>情報管理料金</td> <td>¥</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>資金管理料金</td> <td>¥</td> </tr> </table> <p>財団法人 自動車リサイクル促進センター</p> <p>2005年1月8日発行</p>		リサイクル券番号	XXXX-XXXX-XXXX	支払金額合計	¥	車台番号	-XXXXXXXXXX	シレッダーダスト料金	¥	車名		エアバック類料金	¥			フロンの類料金	*****			情報管理料金	¥			資金管理料金	¥
リサイクル券番号	XXXX-XXXX-XXXX																																
車台番号	-XXXXXXXXXX																																
車名																																	
リサイクル券番号	XXXX-XXXX-XXXX	支払金額合計	¥																														
車台番号	-XXXXXXXXXX	シレッダーダスト料金	¥																														
車名		エアバック類料金	¥																														
		フロンの類料金	*****																														
		情報管理料金	¥																														
		資金管理料金	¥																														

注）上記内容は変更される場合があります

リサイクル券番号は、資金管理法法人が預託金の管理を行う上での、自動車1台ごとの管理番号で、使用済自動車となった時は、マニフェストの移動報告番号としても用いられます。

料金欄には、現在預託されている金額が表示されます。*****と表示されているものは、預託されていない装備であることを示します。

事務処理番号末尾の < > 内は、架装物区分（下表数字）とサイドエアバッグの有無（有りの場合、Sを表示）を示します。

- 架装物区分
- 1 架装物はリサイクル料金に含まれる
 - 2 架装物の一部はリサイクル料金に含まれる
 - 3 架装物はリサイクル料金に含まれない
 - 4 架装物がリサイクル料金に含まれていないかどうか不明

リサイクル券を自動車所有者に交付する際は、[D券] を切り離す必要がありますが、事業者の皆様の利便性を考慮し、ミン目を入れておきます。

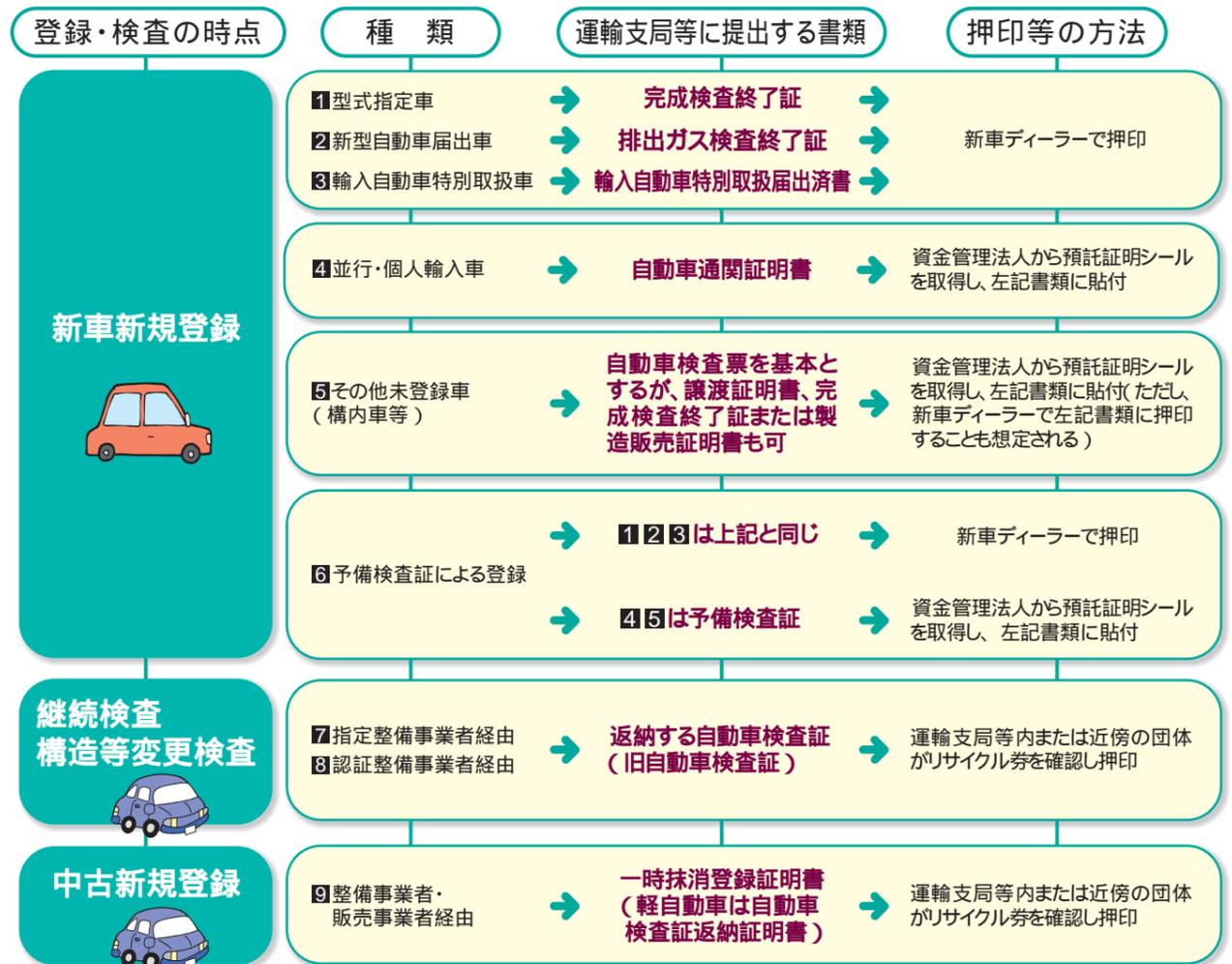
(5) 預託証明

概要

- 自動車リサイクル法では、新車新規登録・検査、継続検査、構造等変更検査、中古新規登録・検査を受けようとする際は、資金管理法法人が発行する預託証明書を運輸支局等に提示することでリサイクル料金が預託されていることを証明しなければ、登録・検査が受けられない制度になっています（継続検査、構造等変更検査、中古新規登録・検査時については2008年1月31日までの3年間の時限措置）
- 実務としては、運輸支局等による預託確認実務を円滑なものとするために、リサイクル券の存在を確認した上で所定の書類（登録・検査に必要な既存の書類）にリサイクル料金預託済みである旨の押印^{※1}を行い、その押印がなされた書類を国土交通大臣等に提示することで「預託証明書＝リサイクル券」が提示されたとみなす、とされています。並行輸入車等は、所定の書類に預託証明シール（預託済みであることを証明するシール）を貼付。

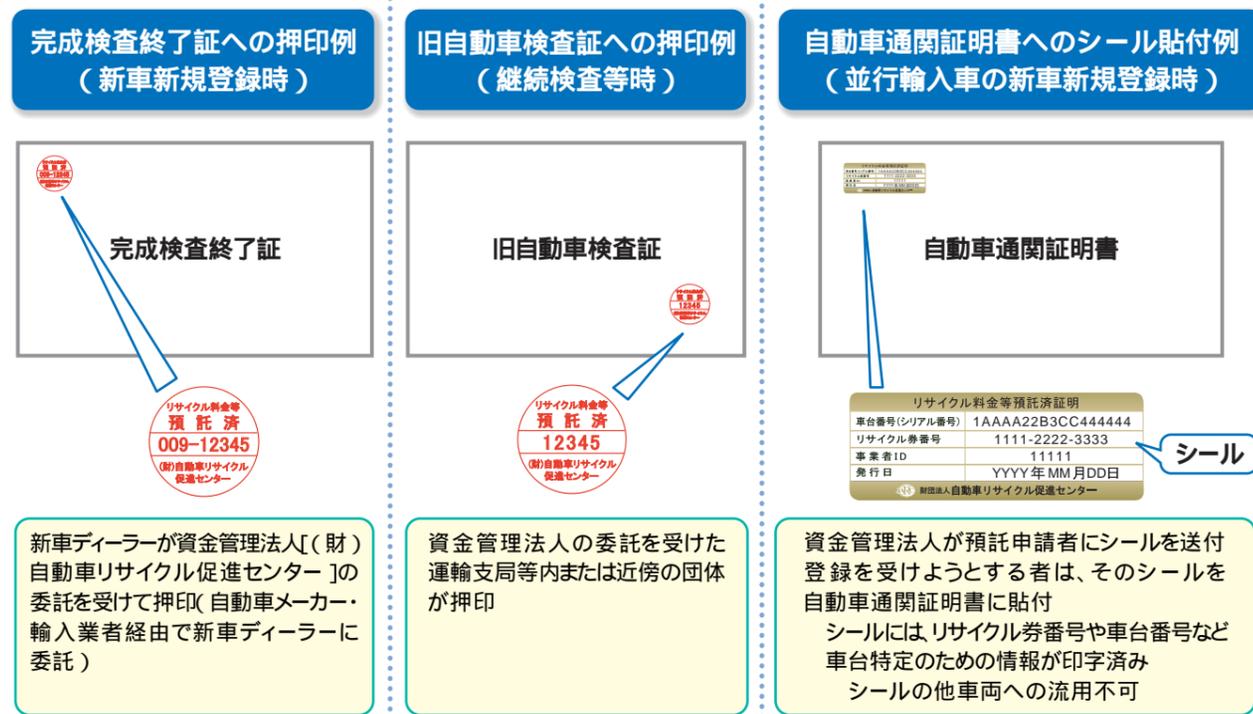
注1 押印実務については資金管理法法人が新車ディーラー（自動車メーカー・輸入業者経由で委託）運輸支局等内または近隣の団体へ委託

預託証明のための書類



現在、国で検討が進められている自動車保有関係手続きのワンストップサービス開始後は、新車新規登録・検査の際は、自動車メーカー・輸入業者が完成検査終了証情報等を国土交通大臣等に電子的に送信する際にあわせて、預託保証済み情報も送信し、この情報を国土交通大臣等が確認する仕組みとする方向で検討中

押印ならびに預託証明シールのイメージ



3. リサイクル料金の会計上の取扱い

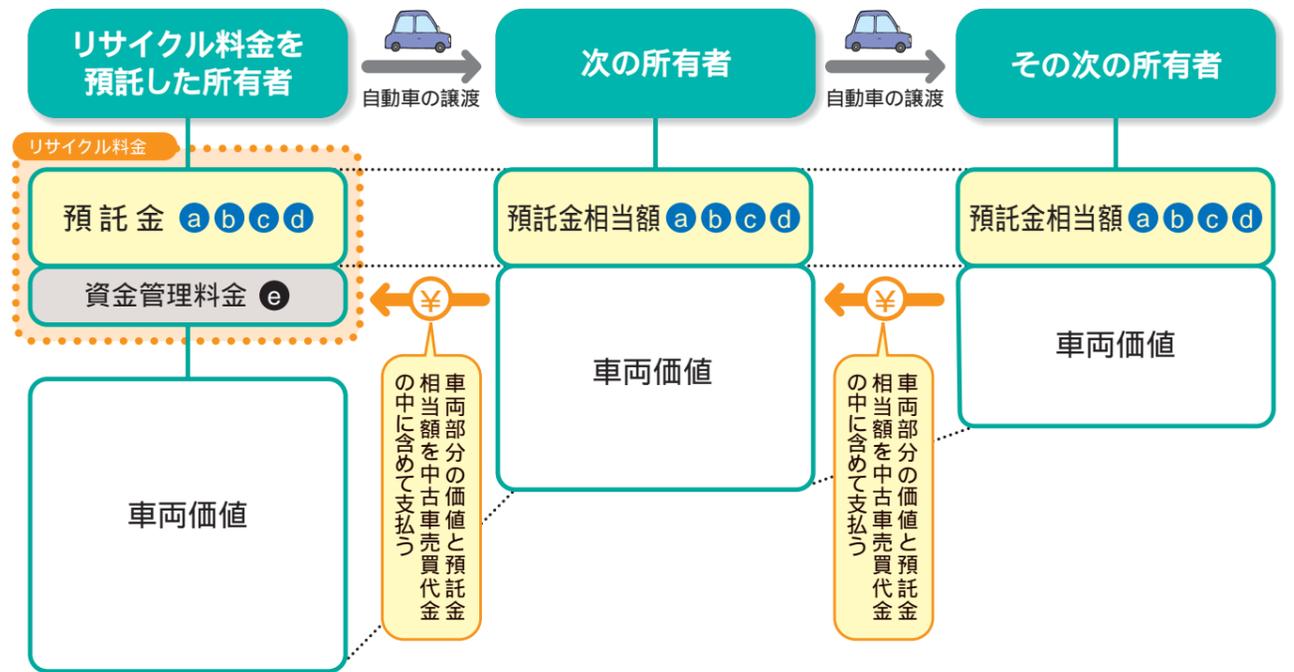
(1) 新車購入時、継続検査時、構造等変更検査および中古新規登録・検査時に預託した際の扱い

- リサイクル料金のうち、**a**シュレッダーダスト料金 **b**エアバッグ類料金 **c**フロン類料金 **d**情報管理料金は、資金管理人に預託された「自動車所有者の資産」として位置付けられますので、預託者が法人または事業者であって会計処理を行う場合は、資産勘定に計上してください(費用として処理することはできません)。
- e**資金管理料金は、資金管理人の資金管理に関する手数料であり、資金管理人において、入金された後すぐに費消されるため、預託金として資産勘定に計上するのではなく、支払った時点で費用処理してください。
- 販売・整備事業者が自動車所有者から預託金を一定期間預かる場合は、会計上の「仮受金」または「預り金」となります。
「仮受金」または「預り金」として計上する際は、預託金(a b c d)だけではなく資金管理料金(e)も含めた全体の額で処理してください

(2) 中古車売買時の扱い

- リサイクル料金預託済みの自動車を譲渡する際は、自動車の譲渡に伴い、新所有者がリサイクル料金を預託したものとみなされることになっています。(法第77条)
- リサイクル料金預託済みの自動車の譲渡を受けた新所有者が譲渡した旧所有者に対し、車両部分の価値としての金額に加え、預託金相当額を中古車売買代金の中に含めて支払うこととなります。また、新所有者がさらに次の所有者にその自動車を譲渡した場合も同様になります。したがって、購入時と譲渡時では、同額の預託金相当額を支払い、受け取っているので課税所得が生じません。
- 預託金相当額の授受については、消費税上の非課税取引になります。このため、車両価値金額と預託金相当額について会計処理を行う場合は、別々に会計処理をしてください(新所有者は預託金相当額を資産計上し、旧所有者は資産勘定に計上されていた預託金相当額を現金に振り替える)

中古車売買時の車両価値とリサイクル料金の関係



(3) 引取業者への使用済自動車引渡し時の扱い

- 自動車所有者のうち最終所有者は、使用済自動車を引取業者に引き渡した時点で、預託金相当額の費用処理を行うことができます。
- 使用済自動車の引渡し時にリサイクル料金を支払った場合は、支払った時点ですべての料金について費用処理を行うことができます。
使用済自動車引渡し時にエアバッグ類料金やフロン類料金の追加預託を行った場合には、その預託に合わせて、改めて再度資金管理料金の負担も必要となることに注意してください
- 引取業者の場合においても、最終所有者からリサイクル料金を一定期間預かる場合は、会計上の「仮受金」または「預り金」として計上してください。
「仮受金」または「預り金」として計上する際は、預託金だけではなく、資金管理料金も含めた全体の額で処理してください

リサイクル料金項目	科目	会計上の扱い
a シュレッダーダスト料金	預託金	使用済自動車の引渡しまで自動車所有者の資産 (金銭資産のため消費税は非課税) 使用済自動車として引取業者に引き渡した時点で、最終所有者が費用処理を実施
b エアバッグ類料金		
c フロン類料金		
d 情報管理料金		
e 資金管理料金	費用	支払った時点で費用処理を実施